

千葉工業大学学則

第1章 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定める大学として、科学技術の理論と応用を教授研究するとともに、豊かな教養を備え人類福祉のため進んで協力する意欲と識見をもつ人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育・研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第2章 組織

(学部)

第2条 本学に工学部、創造工学部、先進工学部、情報科学部及び社会システム科学部を置く。

2 前項の学部に置く学科並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	学 科	入学定員	収容定員
工 学 部	機械工学科	140名	560名
	機械電子創成工学科	110名	440名
	先端材料工学科	110名	440名
	電気電子工学科	140名	560名
	情報通信システム工学科	110名	440名
	応用化学科	110名	440名
	小 計	720名	2,880名
創 造 工 学 部	建築学科	140名	560名
	都市環境工学科	110名	440名
	デザイン科学科	120名	480名
	小計	370名	1,480名
先 進 工 学 部	未来ロボティクス学科	120名	480名
	生命科学科	110名	440名
	知能メディア工学科	110名	440名
	小計	340名	1,360名

情報科学部	情報工学科	140名	560名
	情報ネットワーク学科	140名	560名
	小計	280名	1,120名
社会システム科学部	経営情報科学科	110名	440名
	プロジェクトマネジメント学科	110名	440名
	金融・経営リスク科学科	60名	240名
	小計	280名	1,120名
合計		1,990名	7,960名

(学部の教育・研究上の目的)

第2条の2 工学部は、自ら学習を継続する能力・論理的思考力・課題解決力・コミュニケーション力・豊かな人間力・国際感覚と教養を備え、専門技術者として守るべき倫理や負うべき社会的責任を理解し、専門知識を応用する工学分野において世界文化に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

2 創造工学部は、自ら学習を継続する能力・論理的思考力・課題解決力・コミュニケーション力・豊かな人間力・国際感覚と教養を備え、専門技術者として守るべき倫理や負うべき社会的責任を理解し、創造性を要する工学分野およびその学際的領域において世界文化に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

3 先進工学部は、自ら学習を継続する能力・論理的思考力・課題解決力・コミュニケーション力・豊かな人間力・国際感覚と教養を備え、専門技術者として守るべき倫理や負うべき社会的責任を理解し、科学技術における先進的な分野において世界文化に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

4 情報科学部は、自ら学習を継続する能力・論理的思考力・課題解決力・コミュニケーション力・豊かな人間力・国際感覚と教養を備え、専門技術者として社会の変化と進展に対応し、また、守るべき倫理や負うべき社会的責任を理解し、情報処理分野において世界文化に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

5 社会システム科学部は、自ら学習を継続する能力・論理的思考力・課題解決力・コミュニケーション力・豊かな人間力・国際感覚と教養を備え、専門技術者として守るべき倫理や負うべき社会的責任を理解し、分野横断的な学問領域を基礎とし、社会システムやマネジメント手法の分野において世界文化に貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は別に定める。

(附属図書館)

第4条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は別に定める。

(研究所)

第4条の2 本学に次の研究機関を置く。

- (1) 附属研究所
- (2) 未来ロボット技術研究センター
- (3) 惑星探査研究センター
- (4) 人工知能・ソフトウェア技術研究センター
- (5) 次世代海洋資源研究センター
- (6) 地球学研究センター
- (7) 日本文化再生研究センター
- (8) 数理工学研究センター
- (9) 変革センター

2 研究機関に関する事項は別に定める。

(施設)

第4条の3 本学に次の施設を置く。

- (1) 学生寮
- (2) 軽井沢研修センター
- (3) 御宿研修センター

2 前項の各号に関する必要な事項は別に定める。

(事務局)

第5条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する必要な事項は別に定める。

第3章 職員組織

(学長)

第6条 本学に学長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属教育職員を統督する。
- 3 必要があるときは副学長を置くことができる。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第6条の2 学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、学部に関する学務をつかさどる。
- 3 学部長に関する事項は別に定める。

(職員)

第7条 本学に教育職員及び一般職員を置く。

2 教育職員として、教授、准教授、助教及び助手を置く。

- (1) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を

有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(2) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(3) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(4) 助手は、その所属する組織における教育・研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

3 一般職員として、事務職員、技術職員、労務職員及びその他必要な職員を置く。

4 職員に関する規則は別に定める。

第4章 学部長会及び教授会

(学部長会)

第8条 本学に、大学の教育・運営に関する重要事項を協議及び審議するため学部長会を置く。

2 学部長会は、学長が招集し、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 教育・研究に関する基本方針等、その運営における全学的な事項

(2) 教授会の審議に関する基本的共通的な事項

(3) その他、本学の教育・研究の運営に必要と認められる事項

3 学部長会に関する規則は、別に定める。

(教授会)

第8条の2 学部に教授会を置く。

2 教授会は、学部の専任教授をもって組織する。

3 教授会は、学部長が招集し議長となる。

4 学部長は、必要であると認めた場合に、教授会の承認を得て教授会に准教授、助教及びその他の職員を参加させることができる。

5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育・研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育・研究に関する事項について審議し、及び学長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

7 教授会の運営に関する規則は別に定める。

第8条の3 学部に共通する事項について意見を聴くため、学長は、必要により合同教授会を招集することができる。

2 合同教授会は、次に掲げる事項について学長に意見を述べるものとする。

(1) 学則の改正に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、教育・研究に関する重要な事項で、合同教授会の意見を聴くこと

- が必要なものとして学長が定めるもの
- 3 合同教授会に関する規則は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月17日まで
- (2) 後期 9月18日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は学部長会の意見を聴いて前項の期間を変更することができる。

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 開学記念日 5月15日

2 必要がある場合は、学長は学部長会の意見を聴いて前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は学部長会の意見を聴いて春期休業日、夏期休業日、冬期休業日及び臨時の休業日を定めることができる。

4 学長は、特別の必要がある場合は、学部長会の意見を聴いて休業日を授業を行う日に変更することができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学入学資格を有した後、大学の学生以外の者として、本学の一定の単位を修得し、本学に入学する場合において、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数その他の事項を勘案し、2年を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第13条 学生は、8年を超えて在学することができない。

2 第20条、第21条及び第22条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、工学部、創造工学部、先進工学部及び情報科学部においては、同一学年に3年を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学時期)

第14条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学者選考)

第16条 本学に入学を志願する者は、入学願書と別に定める入学検定料及び所定の書類を添えて、期日までに提出するものとする。

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、所定の期日までに、別に定める学生納付金を納入し、保証人の連署する誓約書その他所定の書類を提出するものとする。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第18条 学生は、在学中、保証人を置くものとする。

2 保証人は、父母又は独立の生計を営む成年者で、学生の在学中の身上に関し責任を負うる者とする。

(変更届)

第19条 学生は、氏名、現住所の変更及び保証人の変更若しくはその現住所に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

(転部、転科)

第19条の2 本学に在籍する学生で、転学部、転学科を願い出た者については、欠員のある場合に限り、学長はこれを許可することができる。

2 転学部、転学科に関する規則は別に定める。

(編入学、転入学)

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は教授会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することができる。

(1) 他の大学の2年次を修了した者

(2) 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則附則第7条に規定する者

2 他の大学の学生で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は教授会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することができる。

3 前2項の規定により編入学又は転入学した者の在学年数には、本条による入学以前の学校在学年数の全部又は一部を算入する。

4 編入学及び転入学に関する規則は別に定める。

(学士入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は教授会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することができる。

(1) 本学を卒業した者

(2) 他の大学を卒業した者

2 学士入学に関する規則は別に定める。

(再入学)

第22条 本学を退学した者又は除籍された者で、再入学を志願する者があるときは、学長は事情を考慮した上、相当年次に入学を許可することができる。ただし、懲戒による退学者及び第41条第1項第2号及び第4号並びに第5号の規定により除籍された者の再入学は許可しない。

2 再入学に関する規則は別に定める。

第8章 教育課程及び履修方法等

(教育課程編成方針)

第23条 教育課程は、学則第2条の2に規定する学部の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目区分)

第23条の2 授業科目を分けて、教養科目及び専門科目及び教職課程に関する科目とする。

(教育課程編成方法)

第24条 教育課程は、各授業科目を必修科目、指定科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当し

て編成する。

2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目及び履修方法)

第25条 授業科目及びその単位数は、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6及び別表第7のとおりとする。

2 授業科目の履修方法は別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第25条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価並びに卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位計算方法)

第26条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準による。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実技、実験、実習及び製図は、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を考慮して単位数を定めるものとする。

(授業期間)

第27条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

(単位授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験等により合格と判定された者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第29条 授業科目の成績は、A、B、C、Dの4段階により表示し、A、B、Cを合格としDは不合格とする。

(他大学等における授業科目履修等)

第30条 教育上有益と認めるときは、他大学等との協議に基づき、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修し修得した授業科目の単位を、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位取扱)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位を、本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位の認定は、編入学の場合を除き、前条により認める単位数と合せて60単位を超えない範囲で行うことができる。ただし、修業年限の短縮は行うことができない。

(進級)

第32条 上級年次に進級するための条件を定めることができる。

(卒業必要単位数)

第33条 卒業に必要な単位数は、別に定める所定の単位を含め、124単位以上とする。

(教育職員免許状)

第34条 本学において、取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

工学部

機械工学科	工業	高等学校教諭一種免許状
機械電子創成工学科	工業	高等学校教諭一種免許状
先端材料工学科	工業	高等学校教諭一種免許状
電気電子工学科	工業	高等学校教諭一種免許状
応用化学科	理科	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状

創造工学部

都市環境工学科	工業	高等学校教諭一種免許状
---------	----	-------------

情報科学部

情報工学科	数学	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状
	情報	高等学校教諭一種免許状
情報ネットワーク学科	数学	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状
	情報	高等学校教諭一種免許状

社会システム科学部

経営情報科学科	数学	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状
	工業	高等学校教諭一種免許状
	商業	高等学校教諭一種免許状

プロジェクトマネジメント学科

	数学	高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状
	情報	高等学校教諭一種免許状

2 前項の教育職員免許状を取得するために履修する授業科目の種類及びその単位数は別に定める。

3 第1項に規定する教育職員免許状を取得するための受講手数料は別に定める。

第9章 休学、復学、外国留学、退学、転学及び除籍

(休学)

第35条 疾病その他やむを得ない理由により、年度内に6か月以上修学することができない者は、所定の休学願を学長に提出するものとする。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第36条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は在学期間には算入しない。

(復学)

第37条 休学した者は、休学期間が満了し、又は休学の理由が解消したときは、遅滞なく所定の復学願を学長に提出するものとする。

(外国留学)

第38条 本学の学生が外国の大学等の授業科目を履修するため、留学を志願し学長に願い出た場合、学長は、教育上有益と認めるときはこれを許可することができる。

2 留学した期間は、第13条に定める在学期間を含める。

3 留学して履修した授業科目について修得した単位については、第30条第2項に準じて卒業の要件となる単位として含めることができる。

4 留学に関する規則は別に定める。

(退学)

第39条 退学しようとする者は、所定の退学願を学長に提出するものとする。

(転学)

第39条の2 他の大学に転学しようとする者は、所定の転学願を学長に提出するものとする。

(休学、復学、退学及び転学許可)

第40条 休学、復学、退学及び転学については、学長がこれを許可することができる。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 所定の学生納付金を滞納し、督促を受けても納入しない者

(2) 在学期間の限度を超過した者

(3) 休学期間の限度を超過した者

(4) 長期間行方不明の者

(5) 工学部、創造工学部、先進工学部及び情報科学部においては、休学による場合を除き、同一学年に3年在学してなお進級できない者

第10章 卒業及び学位

(卒業)

第42条 本学に4年（第20条、第21条及び第22条により入学した者は、在学すべき年数）以上在学し、第33条に定める単位数を取得したものは、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、本学の学生として3年以上在学し、学部の定める卒業要件を優秀な成績で修得したと認める場合、3年以上の在学で卒業を認めることができる。

(学位)

第43条 本学を卒業した者に授与する学位は次のとおりとする。

工学部	学士(工学)
創造工学部	学士(工学)
先進工学部	学士(工学)
情報科学部	学士(情報科学)
社会システム科学部	
経営情報科学科	学士(経営情報科学)
プロジェクトマネジメント学科	学士(プロジェクトマネジメント)
金融・経営リスク科学科	学士(リスク科学)

第11章 賞罰

(表彰)

第44条 学業優秀な者及び課外活動等において顕著な功績のあった者は、選考の上、表彰することができる。

2 前項の選考に関する取り扱いは別に定める。

(懲戒)

第45条 本学則に違反し又は学生としての本分に反する行為のあった者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、譴責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生等

(研究生)

第46条 本学において特定の教員の指導のもとに研究することを志願する者があるときは、学部の教育・研究に支障のない場合に限り、学長は研究生として許可することができる。

2 研究生に関する規則は別に定める。

(科目等履修生)

第47条 本学の授業科目の履修又は受講のみを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、学長は科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する規則は別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学又は短期大学との協定に基づき、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、学長は特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規則は別に定める。

(外国人留学生等)

第49条 日本国以外の国籍を有する者で、第15条に定める入学資格がある者は、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第25条に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

日本語科目及び日本事情に関する科目については、別表第7のとおりとする。

3 日本国籍を有し、外国において相当の中等教育を受けた者で、第15条に定める入学資格がある者については前項を準用する。

4 外国人留学生等に関する規則は別に定める。

第13章 入学検定料及び学生納付金等

(入学検定料、学生納付金)

第50条 入学検定料は、別表第8の1のとおりとする。

2 学生納付金は、別表第8の2のとおりとする。

(学生納付金の納入)

第51条 学生納付金は、所定の期日までに納入するものとする。

2 学生納付金の納入に関する規則は、別に定める。

(研究生及び科目等履修生申込手数料等)

第52条 研究生の審査料及び科目等履修生の申込手数料等は別に定める。

(納付金不還付)

第53条 既納の入学検定料、学生納付金、審査料等は返還しない。

第14章 公開講座

(公開講座)

第54条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 学則の変更

(学則変更)

第55条 本学則の変更は、理事会の議決を経るものとする。

附則

本学則は昭和43年4月1日から施行する。

附則

本学則は昭和61年4月1日から施行する。

附則

本学則は昭和62年4月1日から施行する。

附則

本学則は昭和63年4月1日から施行する。

附則

本学則は平成元年4月1日から施行する。

附則

本学則は平成2年4月1日から施行する。

附則

1 本学則は平成3年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
工学部第一部	機 械 工 学 科	120名
	工 業 経 営 学 科	120名
	電 気 工 学 科	120名
	電 子 工 学 科	120名
	工 業 化 学 科	100名
	土 木 工 学 科	110名
	建 築 学 科	120名
	精 密 機 械 工 学 科	110名
	情 報 工 学 科	120名
	工 業 計 画 学 科	90名

附則

本学則は平成3年9月10日から施行する。

附則

本学則は平成4年4月1日から施行する。

附則

本学則は平成5年4月1日から施行する。

附則

本学則は平成5年7月22日から施行する。

附則

本学則は平成6年4月1日から施行する。

附則

本学則は平成7年4月1日から施行する。

附則

本学則は平成8年4月1日から施行する。

附則

- 1 本学則は平成9年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項及び附則（平成3年4月1日施行）の規定にかかわらず、平成9年度から平成11年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
工学部第一部	工業経営学科	100名
	情報工学科	100名

附則

本学則は平成10年4月1日から施行する。

附則

- 1 本学則は平成11年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成11年度の入学定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
工学部	機械工学科 昼間主コース	120名
	工業経営学科 昼間主コース	100名
	電気工学科 昼間主コース	120名
	電子工学科 昼間主コース	120名
	工業化学科 昼間主コース	100名
	土木工学科 昼間主コース	110名
	建築学科 昼間主コース	120名
	精密機械工学科 昼間主コース	110名
	情報工学科 昼間主コース	100名
	工業デザイン学科 昼間主コース	90名

- 3 千葉工業大学工学部第二部は、平成11年4月から募集を停止し、平成11年3月31日現在当該学部在学する者が当該学部在学しなくなった時点で廃止する。

なお、第二部学生の取り扱いについては、従前のとおりとする。

附則

- 1 本学則は平成12年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員				
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
機械工学科 昼間主コース	118名	116名	114名	112名	110名
工業経営学科 昼間主コース	98名	96名	94名	92名	90名
電気工学科 昼間主コース	118名	116名	114名	112名	110名
電子工学科 昼間主コース	118名	116名	114名	112名	110名
工業化学科 昼間主コース	98名	96名	94名	92名	90名
土木工学科 昼間主コース	109名	108名	107名	106名	105名
建築学科 昼間主コース	118名	116名	114名	112名	110名
精密機械工学科 昼間主コース	109名	108名	107名	106名	105名
情報工学科 昼間主コース	98名	96名	94名	92名	90名
工業デザイン学科 昼間主コース	89名	88名	87名	86名	85名

附則

- 1 本学則は平成13年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成13年度から平成16年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

学 部・学 科	入 学 定 員			
	13年度	14年度	15年度	16年度
工学部				
機械工学科 昼間主コース	116 名	114 名	112 名	110 名
電気工学科 昼間主コース	116 名	114 名	112 名	110 名
電子工学科 昼間主コース	116 名	114 名	112 名	110 名
工業化学科 昼間主コース	94 名	90 名	86 名	80 名
土木工学科 昼間主コース	105 名	103 名	101 名	100 名
建築学科 昼間主コース	116 名	114 名	112 名	110 名
精密機械工学科 昼間主コース	105 名	103 名	101 名	100 名
工業デザイン学科 昼間主コース	88 名	87 名	86 名	85 名

- 3 千葉工業大学工学部工業経営学科、情報工学科、情報ネットワーク学科及びプロジェクトマネジメント学科は、平成13年4月から募集を停止し、平成13年3月31日現在当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなった時点で廃止する。

なお、募集を停止する当該4学科に在学する学生の取り扱いについては、従前のおりとする。

附則

本学則は平成14年4月1日から施行する。

附則

- 1 本学則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学工学部機械工学科、金属工学科、電気工学科、電子工学科、工業化学科、土木工学科、建築学科、精密機械工学科及び工業デザイン学科は、平成15年4月から募集を停止し、平成15年3月31日現在当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在籍しなくなった時点で廃止する。

なお、募集を停止する当該9学科に在学する学生の取り扱いについては、従前のおりとする。

附則

本学則は平成16年4月1日から施行する。

附則

本学則は平成17年4月1日から施行する。

附則

- 1 本学則は平成18年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学工学部第二部は当該学部中に在学する者がなくなったため、平成18年3月31日をもって廃止する。

附則

- 1 本学則は平成19年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学工学部情報ネットワーク学科及びプロジェクトマネジメント学科は、当該学科に在籍する者がなくなったため、平成19年3月31日をもって廃止する。

附則

- 1 本学則は平成20年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学工学部情報工学科及び工業経営学科は、当該学科に在学する者がなくなったため、平成20年3月31日をもって廃止する。

附則

- 1 本学則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学工学部金属工学科、工業化学科、土木工学科、建築学科及び工業デザイン学科は、当該学科に在学する者がなくなったため、平成21年3月31日をもって廃止する。

附則

- 1 本学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学工学部電子工学科及び精密機械工学科は、当該学科に在学する者がなくなったため、平成22年3月31日をもって廃止する。

附則

- 1 本学則は平成23年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学工学部機械工学科及び電気工学科は、当該学科に在学する者がなくなったため、平成23年3月31日をもって廃止する。

附則

- 1 本学則は平成24年4月1日から施行する。
- 2 学校法人千葉工業大学定年後再雇用教員に関する規程第4条第1項に規定する継続教員は、第8条の2第5項第5号を審議する教授会及び第8条の3第2項第1号を審議する合同教授会の構成員とはならない。

附則

本学則は平成25年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学工学部機械サイエンス学科、電気電子情報工学科、生命環境科学科、建築都市環境学科、デザイン科学科及び未来ロボティクス学科は、平成28年4月から募集を停止し、平成28年3月31日現在当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在籍しなくなった時点で廃止する。
なお、募集を停止する当該6学科に在学する学生の取り扱いについては、従前のおりとする。

附則

本学則は、平成28年7月21日から施行する。

附則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成29年7月20日から施行する。

附則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

本学則は、令和2年6月10日から施行する。

附則

- 1 本学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学工学部デザイン科学科は、当該学科に在学する者がなくなったため、令和3年3月31日をもって廃止する。

附則

本学則は、令和3年5月1日から施行する。

附則

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学工学部機械サイエンス学科、生命環境科学科、建築都市環境学科及び未来ロボティクス学科は、当該学科に在籍する者がなくなったため、令和4年3月31日をもって廃止する。